

長野県人権尊重の社会づくり条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 人権侵害からの救済等

第1節 人権侵害行為の禁止（第7条）

第2節 救済手段等（第8条―第19条）

第3節 長野県人権オンブズパーソン（第20条）

第3章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策（第21条―第25条）

第4章 長野県人権政策審議会（第26条）

第5章 雑則（第27条）

附則

日本国憲法は、全ての人が平和のうちに生存する権利を有し、個人の尊厳を基礎として基本的人権が保障されることを掲げている。加えて、全ての人が個人として尊重され、人権が守られなければならないという人権尊重の理念は、世界人権宣言や人権に関する諸条約に共通して貫かれる普遍的な原理である。

本県では、戦後間もなく長野県振興委員会に部落問題特別委員会を設置して以来、時代の要請や社会情勢の変化を踏まえながら様々な人権課題に向き合い、長野県人権政策推進基本方針に示すとおり、人権教育及び人権啓発を柱とした取組を進めるとともに、あらゆる人権課題に総合的に対応して人権施策を推進する体制の構築に努めてきた。

しかしながら、部落差別をはじめとする差別、^{ひぼう}誹謗中傷、いじめ、虐待などの人権侵害行為は後を絶たず、その時々^{ひぼう}の社会状況によっては、人権尊重の理念が十分に守られない事態も生じてきた。とりわけ近年では、新型コロナウイルス感染症の拡大や情報化及び国際化の進展等に伴い、インターネット上の誹謗中傷やヘイトスピーチ等、人権を取り巻く状況は一層多様化し、複雑化している。

こうした人権侵害行為に立ち向かうためには、いかなる状況においても、県、県民及び事業者が、人権尊重の社会づくりの担い手として、人権は人が生まれながら有する侵すことのできない権利であるという基本的な認識の下、個人の尊厳の重要性を深く理解し、相互に連携協力して取組を進めていくことが不可欠である。

このため、誰もが当たり前に、その人らしく暮らすことができ、人権が尊重される社会の実現を目指し、人権侵害行為の防止及び解消に向けた取組を推進するため、県民と人権尊重の理念及びその重要性を共有し、市町村その他の関係者と協働しながら、人権がより尊重される社会をつくるため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、全ての人が基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、人権が尊重される社会づくりに関し、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた施策の基本となる事項を定めることにより、人権が尊重される社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（県の責務）

第2条 県は、前条の目的を達成するため、県行政のあらゆる分野において、人権が尊重される社会づくりに必要な施策（以下この章において「人権施策」という。）を総合的かつ計画的に策定し、及び積極的に推進するものとする。

（県民の責務）

第3条 県民は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、人権が尊重される社会づくりの推進のため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、その事業活動を行うに当たっては、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、人権が尊重される社会づくりの推進のため、県が実施する人権施策に協力するよう努めなければならない。

(国、市町村等との連携等)

第5条 県は、人権施策の策定及び推進に当たっては、国、市町村、関係団体その他関係者と連携協力するものとする。

2 県は、市町村が人権施策を策定し、及び推進しようとするときは、必要な情報の提供、助言その他支援を行うものとする。

(基本方針)

第6条 知事は、人権政策を総合的に推進するための基本的な方針（以下この条及び附則第3項において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権政策に関する基本的事項

(2) 人権政策に関する具体的施策

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権政策を推進するために必要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、長野県人権政策審議会（第26条第1項の長野県人権政策審議会をいう。第16条第3項及び第19条第2項において同じ。）の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第2章 人権侵害からの救済等

第1節 人権侵害行為の禁止

第7条 何人も、他人に対して次に掲げる行為（インターネットを通じて行われるものを含む。以下「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

(1) 人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向（性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。次号において同じ。）、ジェンダーアイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティをいう。同号において同じ。）、社会的身分、被差別部落の出身であること、障がい、感染症等の疾病、職業その他の事由を理由とする差別的取扱い又は差別的言動

(2) 誹謗中傷、いじめ、虐待、セクシュアルハラスメント（性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。）、パワーハラスメント（職務に関する優越的な関係を背景として行われる業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、個人に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、個人の人格若しくは尊厳を害し、又は個人の勤務環境を害することとなるようなものをいう。）、プライバシーの侵害、アウティング（個人の性的指向、ジェンダーアイデンティティ等に関することを当該個人の同意なく、第三者に知らせることであって、当該個人の人格又は尊厳を害することとなるようなものをいう。）その他の権利利益を侵害する行為

第2節 救済手段等

(相談体制)

第8条 県は、人権侵害行為その他の人権に関する各般の問題につき、相談に応ずる体制を整備するとともに、相談の申出があったときは、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 相談の申出をした者への必要な情報の提供及び助言
- (2) 相談の申出をした者への国、県、市町村等が設置する相談に応ずる機関その他の関係機関（以下「関係機関」という。）の紹介
- (3) 関係機関への通告、通報その他の通知
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な支援

2 県は、前項の規定による支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携に努めるものとする。

3 県は、相談に応ずる者に対し、相談業務を円滑かつ効果的に行うため、必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるための研修を実施するものとする。

（救済の申立て）

第9条 人権侵害行為を受けた者及びその家族その他の関係者は、県が前条第1項の規定による支援を行ってもなおその解決が見込めないときは、規則で定めるところにより、長野県人権オンブズパーソン（第20条第1項の長野県人権オンブズパーソンをいう。以下この節において同じ。）に対し、救済の申立てを行うことができる。

2 人権侵害行為を受けた者の家族その他の関係者は、当該人権侵害行為を受けた者の意思に反して前項の救済の申立て（次項及び次条において「救済の申立て」という。）をすることができない。

3 救済の申立ては、当該救済の申立てに係る事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1) 判決等により確定した権利関係に関するものであること又は判決等を求め現に裁判所に係属しているものであること。
- (2) 法令（民事調停法（昭和26年法律第222号）及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）を除く。）に基づくあっせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。
- (3) 行政庁の処分又は職員の職務の執行に関するものであって、他の法令等に基づく不服申立て又は苦情申立て等を行うことができるものであること。
- (4) 長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年長野県条例第59号）第27条第1項若しくは第28条第1項の規定による申出、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例（平成26年長野県条例第32号）第18条第1項の規定による申出又は障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例（令和4年長野県条例第14号）第26条第1項の規定による申立てを行うことができるものであること。
- (5) 国又は他の地方公共団体が行う事務に関するものであること。
- (6) 人権侵害行為が行われた日（継続する人権侵害行為にあっては、その終了した日）から3年を経過したものであること。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（調査）

第10条 長野県人権オンブズパーソンは、救済の申立てを受けたときは、当該救済の申立てに係る事案について調査を行うものとする。

2 長野県人権オンブズパーソンは、人権侵害行為に該当する事実があると認めるときは、職権をもって、必要な調査を行うことができる。

3 長野県人権オンブズパーソンは、前2項の規定による調査を開始した後において、その必要がないと認めるときは、当該調査を打ち切ることができる。

4 長野県人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を打ち切ったときは、理由を付してその旨を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、

速やかに通知しなければならない。

- (1) 第1項の規定による調査 救済の申立てを行った者及び当該調査の対象となった者
- (2) 第2項の規定による調査 当該調査の対象となった者
(資料の提出等の求め)

第11条 長野県人権オンブズパーソンは、前条第1項又は第2項の規定による調査のため必要があると認めるときは、県の機関に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

- 2 長野県人権オンブズパーソンは、前条第1項又は第2項の規定による調査のため必要があると認めるときは、当該調査の関係者に対し、その必要の限度において、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(人権侵害行為の是正要請)

第12条 長野県人権オンブズパーソンは、知事に対し、第10条第1項又は第2項の規定による調査の結果、人権侵害行為が行われたと認められるときは、当該人権侵害行為を行った者又はその保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者をいう。次項において同じ。)その他の関係者に対して、当該人権侵害行為の是正その他の必要な措置を講ずるよう要請を行うことについて勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けたときは、当該人権侵害行為を行った者又はその保護者その他の関係者に対して、当該人権侵害行為の是正その他の必要な措置を講ずるよう要請を行うことができる。

(インターネット上の誹謗中傷等の削除要請等)

第13条 長野県人権オンブズパーソンは、知事に対し、第10条第1項又は第2項の規定による調査の結果、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報(インターネット上で発信された誹謗中傷に該当する情報、プライバシーの侵害に該当する情報その他の他人の権利利益を侵害する情報又は人権侵害行為を助長し、若しくは誘発する情報をいう。以下この条及び第23条において同じ。)があることが明らかであり、かつ、速やかに削除されるべきものと認められるときは、特定電気通信役務提供者(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以下同じ。)に対して、当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除を行うよう要請又は関係機関に対する通報を行うことについて勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告を受けたときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除を行うよう要請又は関係機関に対する通報を行うことができる。

- 3 知事は、前項の規定による要請又は通報を行ってもなお当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報が削除されない場合であって、当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報を発信した者が明らかであるときは、その者に対し、当該インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除を行うよう要請を行うことができる。

- 4 知事は、前2項の規定による要請を行うに当たっては、表現の自由を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(意見表明)

第14条 知事は、第12条第2項の規定による要請又は前条第2項若しくは第3項の規定による要請の相手方の対応状況を踏まえ、必要があると認めるときは、当該相手方に対し意見を表明することができる。

- 2 知事は、前項の規定による意見の表明を行うに当たっては、長野県人権オンブズ

パーソンに意見を聴くことができる。

(要請等の尊重)

第15条 第12条第2項の規定による要請、第13条第2項若しくは第3項の規定による要請又は前条第1項の規定による意見の表明(次条において「要請等」という。)を受けた者は、これを尊重するとともに、誠実な対応に努めなければならない。

(要請等の公表等)

第16条 知事は、要請等又は第13条第2項の規定による通報を行ったときは、その旨を公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

2 知事は、前項の規定により公表しようとする場合には、当該公表に係る要請等の相手方(特定電気通信役務提供者を除く。)に対し、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 知事は、要請等及び第13条第2項の規定による通報の実施状況について、毎年度、長野県人権政策審議会に報告するとともに、その概要を公表するものとする。

4 知事は、第1項又は前項の規定による公表に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(人権侵害行為に県の機関が関係した場合の措置)

第17条 長野県人権オンブズパーソンは、人権侵害行為に県の機関が関係していると認めるときは、当該県の機関に対し、是正その他の必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 長野県人権オンブズパーソンは、前項の規定による勧告を実施したときは、その旨及びその内容を公表するとともに、当該県の機関に対し、当該勧告に基づいてとった措置について報告を求めるものとする。

3 前項の規定による報告を求められた県の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、長野県人権オンブズパーソンに対し報告するものとする。

4 長野県人権オンブズパーソンは、前項の規定による報告を踏まえ、第1項の規定による勧告に基づいてとった措置が不十分であると認めるときは、その旨の意見を表明することができる。

5 県の機関は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見の表明を受けたときは、これを尊重するとともに、誠実に対応しなければならない。

(人権に関する課題についての意見の公表)

第18条 長野県人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する課題について、意見を公表することができる。

2 長野県人権オンブズパーソンは、前項の規定による意見の公表に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

(実施状況の公表等)

第19条 知事は、長野県人権オンブズパーソンに対し、第17条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による意見の表明及び前条第1項の規定による意見の公表の実施状況について、毎年度、報告を求めるものとする。

2 知事は、前項の報告があったときは、長野県人権政策審議会にその旨及びその内容を報告するとともに、その概要を公表するものとする。

3 知事は、前項の規定による公表に当たっては、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第3節 長野県人権オンブズパーソン

第20条 公正かつ中立な立場で人権侵害からの速やかな救済を図るため、長野県人権オンブズパーソンを設置する。

2 長野県人権オンブズパーソンの定数は、5人以内とする。

3 長野県人権オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望があり、かつ、人権

に関する優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。

- 4 長野県人権オンブズパーソンの任期は、2年とする。ただし、補欠の長野県人権オンブズパーソンの任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 長野県人権オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 この条に定めるもののほか、長野県人権オンブズパーソンの組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第3章 人権尊重の社会づくりに向けた基本的施策 (人権教育及び人権啓発)

第21条 県は、県民の人権尊重の精神の涵養に必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

- 2 県は、人権教育及び人権啓発を行うに当たっては、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、県民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供及び効果的な手法の採用を旨として行うものとする。
- 3 県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとする。

(市町村、関係団体等からの意見の聴取及び県民意識の調査)

第22条 県は、市町村、関係団体等から人権政策の推進に関する意見を聴く機会を設け、その意見を人権政策の推進に反映するよう努めるものとする。

- 2 県は、人権政策を効果的に推進するため、人権に関する県民の意識について調査を行うものとする。

(インターネット上の誹謗中傷等に関する情報による人権侵害の防止)

第23条 県は、インターネットを利用して情報を発信する者の表現の自由を不当に侵害しないよう留意しつつ、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報による人権侵害を防止するため、次に掲げる措置を講ずるとともに、インターネット上の誹謗中傷等に関する情報の削除に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 県民の年齢、立場等に応じたインターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図る機会を提供するための研修会、講演会等の実施、情報提供その他必要な施策の実施
- (2) インターネット上の同和地区に関する識別情報を削除するための関係機関に対する通報及び特定電気通信役務提供者に対する要請

(緊急事態における人権侵害行為の防止)

第24条 県は、災害の発生、感染症のまん延その他の緊急事態において人権侵害行為を防止するため、人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある虚偽の情報の発信の防止のための対策その他必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第25条 県は、人権が尊重される社会づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 長野県人権政策審議会

第26条 人権政策に関する重要事項の調査審議及び知事に対する意見の申述をするため、長野県人権政策審議会(以下この条において「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 専門委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

- 7 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 8 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

第5章 雑則

(補則)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条から第20条までの規定は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第20条第3項の規定による長野県人権オンブズパーソンの任命及びこれに関し必要な手続は、前項ただし書に規定する規定の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 第6条第1項の規定により基本方針が定められるまでの間は、この条例の施行の際現に知事が定めている人権政策を総合的に推進するための方針は、同項の規定により定められた基本方針とみなす。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第3の3中「 | 保育士試験委員

| 」を

「 | 人権政策審議会の委員及び専門委員 |
| 保育士試験委員 | 」に改める。

(長野県附属機関条例の一部改正)

- 5 長野県附属機関条例（令和2年長野県条例第3号）の一部を次のように改正する。
別表の1の長野県人権政策審議会の項を削る。

(長野県附属機関条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に任命されている前項の規定による改正前の長野県附属機関条例の規定に基づく長野県人権政策審議会（以下「旧審議会」という。）の委員は、第26条第3項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、その者の旧審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。